

飛騨市スポーツ文化活動充実交付金

市では、子どものスポーツ及び文化活動を支援する補助制度を設けています

対象となる団体

- ・ 飛騨市スポーツ少年団に加入する「各単位団」
- ・ 中学校部活動の運動部及び文化部
- ・ 飛騨市地域クラブ活動実証事業の実証団体に認定された団体
- ・ 飛騨市認定地域クラブ



対象経費

団体の活動の幅が広がる、あるいは選手のモチベーション向上等に繋がる活動経費

- ・ 練習等に使用する消耗品費
- ・ 練習等に使用する機械器具購入費
- ・ 試合等に使用するユニフォーム購入費
- ・ 練習試合や市外遠征等に要する経費 など

※ 飲食に係る費用等は対象外



交付額

当該年度7月1日現在の団体登録人数一人当たり7,000円まで

※ 飛騨市に住所を有し、現に居住している保育園児・幼稚園児（3歳以上児）小中高校生が対象

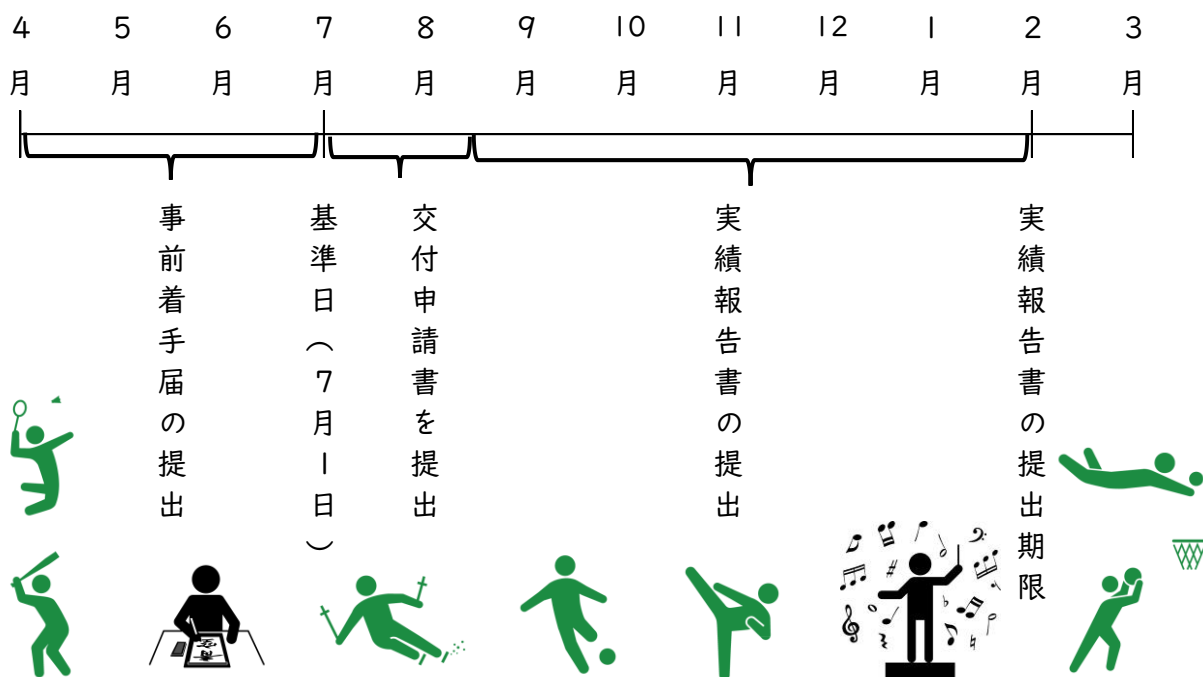
※ 複数団体に所属する選手は、異なる競技等で2団体まで申請可能（ただし、同一種目は不可）

※ 複数事業がある場合、申請及び実績報告は一度にまとめて行うものとする

※ 一人当たりの金額は年度によって変動する可能性あり

交付手順などは裏面でご確認ください

手続きのスケジュール



申請方法

①事前着手届(該当者のみ)

やむを得ず基準日より前に支出がある場合は必ず注文前に提出。

②交付申請(7~8月を目安)

補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、所属団体確認書の提出。

注) 所属団体確認書は団体に所属する方一人一枚ずつ、自署または記名・押印が必要です。

注) 複数団体所属の方は異なる競技等で2団体まで申請可能です。(同一競技は1団体のみ)

注) 支払後の交付申請は対象外となりますので、ご注意ください。

③交付決定書を受領後、事業計画の支出を行う。

④実績報告(2月末メ切)

実績報告書に領収書等の写し、写真、大会要項等を添付して提出。※メール提出可

⑤補助金額確定通知書を受領したら、補助金交付請求書を提出。※メール提出可

注) 口座は申請団体の口座を指定してください。

[問い合わせ先・提出先]

〒509-4292 飛騨市古川町本町2番22号

■スポーツ系 スポーツ振興課 TEL:0577-62-8030 E-mail:sportshinkou@city.hida.lg.jp

■文化系 生涯学習課 TEL:0577-73-7495 E-mail:syogaigakusyu@city.hida.lg.jp

※河合・宮川振興事務所、神岡町公民館への提出も可能